

農家のみなさんへ 貸したい農地ありませんか？



農地を貸したい

●規模縮小 ●経営転換 ●農地相続 でお困りの方

メリット

- 賃料は機構を通して支払われ、期間が満了すれば、農地は確実に戻ります。
- 要件を満たせば、協力金の交付が受けられます。

貸付



農地を借りたい

●規模拡大 ●新規参入 をお考えの方

メリット

- 長期の耕作が可能となり、安定的な経営が行えます。
- まとまった農地の借入や、分散した農地の集約化ができます。

貸付(転貸)

「農地集積バンク」茨城県農地中間管理機構

機構が借り受けられる農地の基準(主なもの)

- 農業振興地域内の農地。
- 10年以上の貸付が可能。
- 土地改良区賦課金の延滞がない。
- 再生作業が困難な遊休農地ではないこと。
- 隣接地との境界が確定されている。
- 大型農業機械が通行可能な進入路が確保されている。

詳しくは、茨城県農地中間管理機構または、最寄りの市町村(農政担当)まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

茨城県農地中間管理機構

(公益社団法人茨城県農林振興公社) 茨城県水戸市上国井町3118-1

TEL.029-239-7131

■ホームページ

<http://www.ibanourin.or.jp/nourin/kanri/>

茨城県農林振興公社

検索

QRコードからでもアクセスできます。



各地域お問い合わせ先

- 県北農林事務所 駐在 TEL.0294-33-8772
- 県央農林事務所 駐在 TEL.029-231-6560
- 鹿行農林事務所 駐在 TEL.0291-32-6272
- 県南農林事務所 駐在 TEL.029-823-5633
- 県西農林事務所 駐在 TEL.0296-48-8225

農地中間管理事業の メリット措置

平成29年
春夏版

引き続き
支援します

茨城県マスコット
ハッスル黄門



茨城県農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けた場合には、次のような支援が受けられます。

地域の取組への支援

● 地域集積協力金 ●

地域における話し合い(人・農地プラン)により、地域で機構にまとまった農地を貸し付けた場合、当該地域の取組を支援します。

交付対象 市町村内の地域

※「地域」とは、集落・学区など、実際の話合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

交付単価

10,000円~15,000円/10a

交付要件

① 機構への貸付割合

地域内の農地の20%超が機構に貸し付けられていること

② 新規面積の割合

機構に貸し付ける農地のうち新たに担い手へ集積される農地の割合が25%以上となること

※新規面積の割合が25%に満たない場合は、交付単価が下がります。



協力金の使途

地域が市町村と相談の上、地域農業の発展に資すると考えられる方法で自由に使用することができます。

個々の農地の出し手への支援

● 経営転換協力金 ●

交付対象 機構へ自作地を貸し付けた農業者等

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② リタイアする農業者
- ③ 農地の相続人

交付要件

全ての自作地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

交付単価 **10,000円~20,000円/10a**

例) 1haの場合は 100,000円~200,000円/戸

※交付上限額は700,000円/戸となります。
※遊休農地の所有者は、解消する必要があるため、各市町村に相談してください。
※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。
※固定資産税の軽減措置が受けられる場合があります。

● 耕作者集積協力金 ●

交付対象

機構の借受農地に隣接する農地又は面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地(交付対象農地)の機構への貸付に協力した農業者

交付要件

農地を10年以上機構に貸し付け、かつ農地が機構から担い手に貸し付けられること

交付単価

10,000円/10a

※遊休農地は対象になりません。
※担い手と特定農作業受委託中の農地は対象となりません。



今回のメリット措置は、**平成29年2月1日から平成29年10月末日までに**各市町村農業委員会の総会で農用地利用集積計画が決定されたものが対象となります。